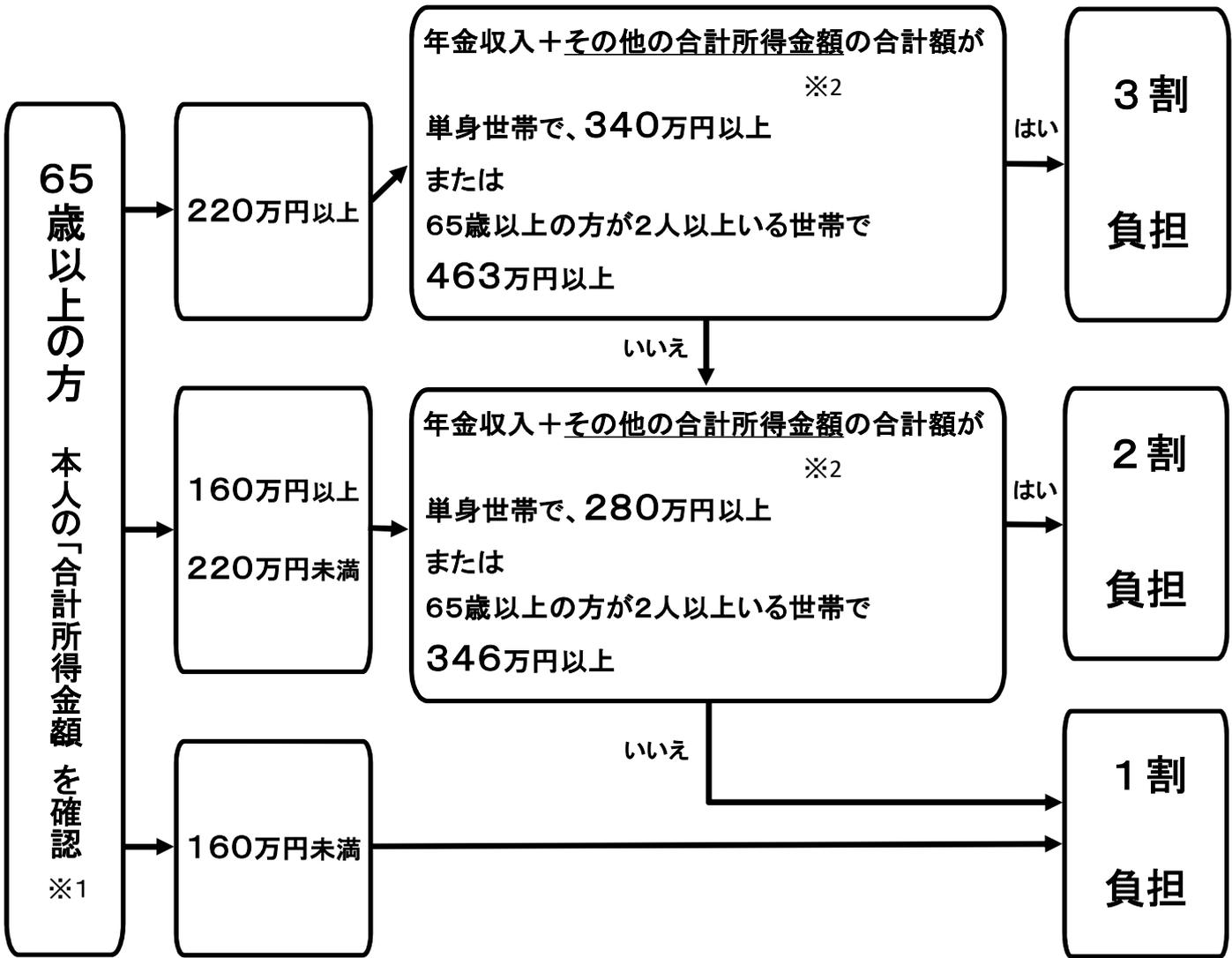


# 自己負担割合の判定基準



●住民税非課税の方、40歳以上65歳未満の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1「合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から土地等の譲渡所得の特別控除を引いた額となります。給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、当該所得の合計額から10万円を控除した額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)となります。

※2「その他の合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から土地等の譲渡所得の特別控除と公的年金等に係る雑所得を引いた額となります。給与所得については、公的年金等に係る雑所得があり所得金額調整控除が適用されている場合は、適用前の金額から10万円を控除した額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)となり、適用がない場合は、給与所得の金額から10万円を控除した額(控除後の金額が0円を下回る場合は0円)となります。